

青森県原子力安全対策委員会設置要綱

平成 2年 8月 6日制定

平成19年10月12日改正

(趣旨)

第1 原子燃料サイクル事業及び原子力発電等の安全性に関する県民の不安や疑問などに応えるとともに、安全性を中心とした原子力に関する事項について社会的な観点からの意見交換、質疑等を行うため、「青森県原子力安全対策委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2 委員会は、委員及び座長をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる団体の代表者または代表者がその構成員若しくは職員の中から推薦する者をもって充てる。

3 座長団は3名以内とし、知事が選任する。

(委員会の開催)

第3 委員会は知事が招集する。

2 委員会の議事運営は、座長団がこれを行うものとする。

3 知事は、委員会の開催に当たって座長団の意見を聞き、原子燃料サイクル事業及び原子力発電等に関する県民の不安、疑問などや安全性を中心とした原子力に関する事項について関係する国、事業者等の出席を求めるものとする。

4 知事は、委員の原子力に関する理解を深めるため、情報提供、勉強会開催、施設視察を実施するものとする。

(委員会の庶務)

第4 委員会の庶務は、青森県エネルギー総合対策局原子力立地対策課において処理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が定める。

別表

区 分	機 関 名
商 工	青森県商工会議所連合会 青森県商工会連合会 青森県中小企業団体中央会 社団法人青森県経営者協会 青森経済同友会
農 業	青森県農業協同組合中央会 青森県農業会議 らくのう青森農業協同組合連合会 青森県畜産農業協同組合連合会 青森県森林組合連合会
漁 業	青森県漁業協同組合連合会 むつ湾漁業振興会 八戸漁業協同組合連合会
その他	社会福祉法人青森県社会福祉協議会 社団法人青森県建設業協会 社団法人青森県観光連盟 社団法人青森県物産協会 社団法人青森県医師会 社団法人青森県薬剤師会 東北税理士会青森県支部連合会 社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会 青森県地域婦人団体連合会 青森県消費者協会 青森県交通安全母の会連合会 青森県生活協同組合連合会 青森県連合青年団 日本労働組合総連合会青森県連合会 青森県議会 青森県市長会 青森県市議会議長会 青森県町村会 青森県町村議会議長会